

評議会における全学的合意形成と、それに基づく執行部の大学運営

評議会

◆管理評議会（conseil d'administration : CA）

大学の基本方針、予算、人事等に関する重要事項の議決機関。設置が法定。主に教職員や学生代表から構成。学外委員もいる。議長は学長。学長は、CAの議決を受け、その権限の範囲内で大学を運営。学長の選出も行う。

◆教学評議会（conseil académique）

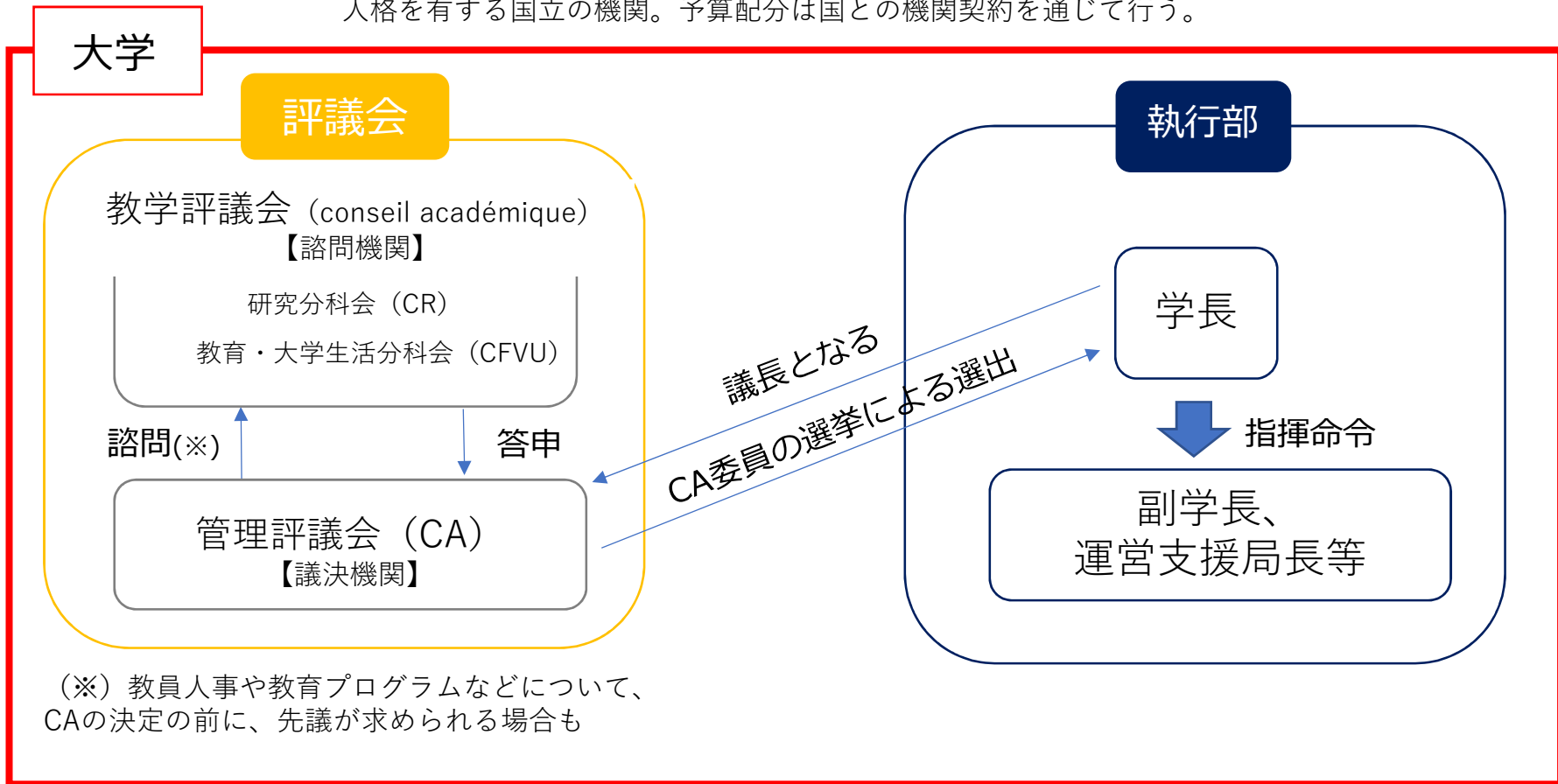
CAの諮問機関。設置が法定。議長は学則で定める。研究や学術情報に関する政策や研究費配分の基本方針の提案、研究担当教員の資格審査等を行う研究分科会（commission de la recherche: CR）と、教育の基本方針の提案や、学生支援等を行う教育・大学生活分科会（commission de la formation et de la vie universitaire: CFVU）の2つが下部組織。CRは主に教職員から構成、CFVUは主に教員と学生により構成。学外委員もいる。

執行部 (学長)

学長、副学長、運営支援局長（directeur général des services）等により構成。学長は、CAの委員の投票で選ばれ、執行部の長であるとともに、CAの議長である。運営支援局長は、総務・財務・技術部門の統轄・編成・運営の適切な遂行、機関の政策立案への貢献及びその実務面での実施の担保、総務、財務、不動産、人的資源、情報システムの管理において機関の業績指標の構想・整備と継続的確認といった広範な職務に従事。

フランスの大学のガバナンス②

※フランスの大学は、法令上、「学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人」という、法人格を有する国立の機関。予算配分は国との機関契約を通じて行う。



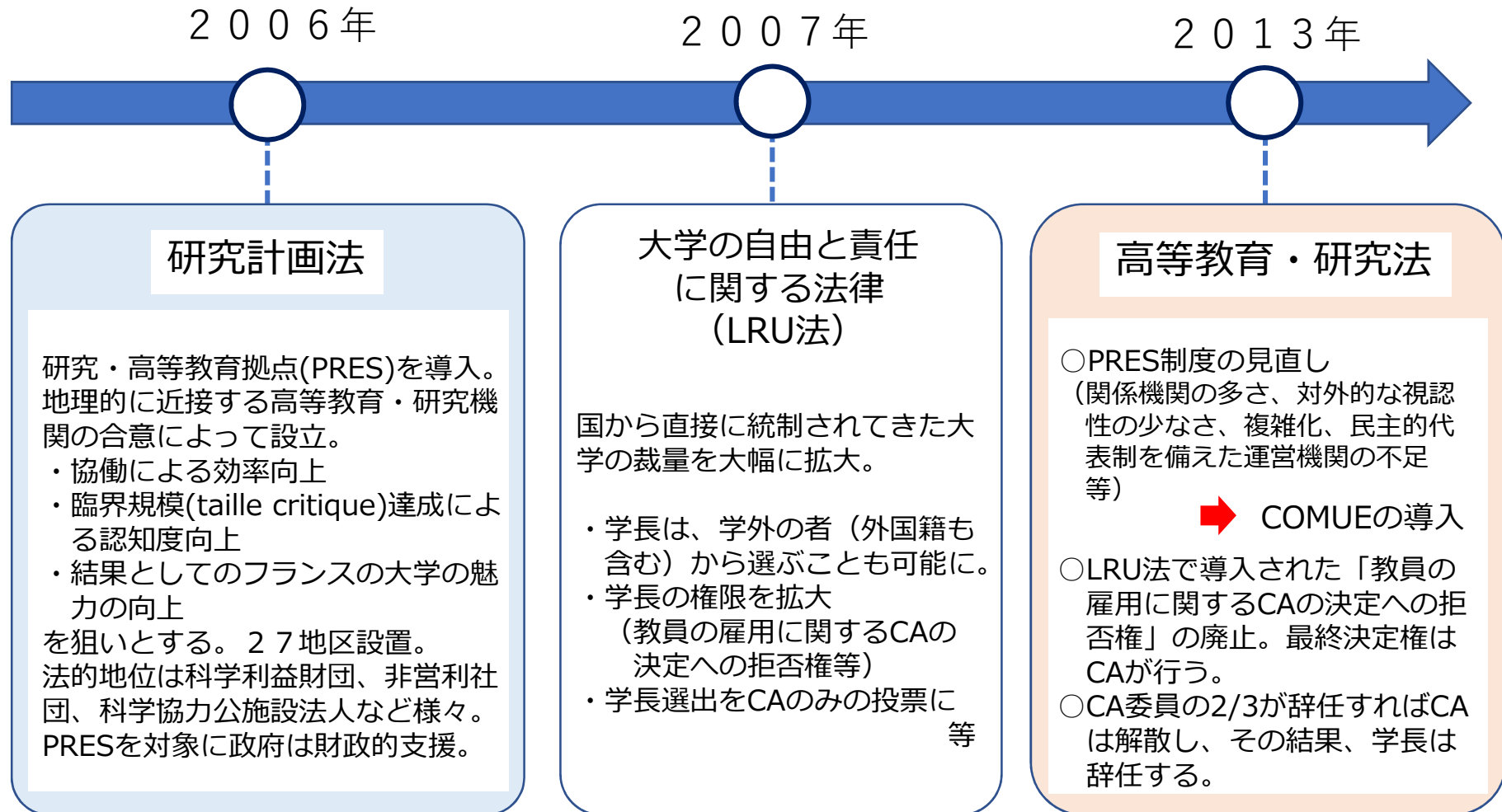
- ◆学長の任命 : 学内の教員等から、CAにおける選挙によって選出し、任命される。被選挙資格として学内の教員であることが求められる。
- ◆学部長・学科長の任命 : 学部長の選挙は法令で規定されており、学部内の教員から評議会の選挙で選出。学科長の選考は法令の規定はなく、各大学の学則で定められる。
- ◆教員の任用 : 管理評議会の決定に基づいて設置される選考委員会が審査。選考に基づいて大学が推薦し、教授は大統領が、准教授は大臣が任命。

※上記①②は、フランスにおける代表的と考えられる事例を中心に記述

※上記①②は、「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ)(平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会)、「フランスにおける大学ガバナンスの改革 - 大学の自由と責任に関する法律(LRU)の制定とその影響 -」(大場淳 大学論集第45集(2014年3月発行))、「大学ガバナンスの国際比較: 研究の視点の整理」(大場淳 広島大学高等教育研究開発センター編大『大学のガバナンス~その特質を踏まえた組織運営の在り方を考える~第41回(2013年度)『研究員集会』の記録:講演・報告』2014年5月、75-97頁)をもとに、文部科学省にて作成

フランスの大学のガバナンス③

フランスにおける高等教育機関の連携・統合の動向 ～大学・高等教育機関共同体（COMUE）の設置～

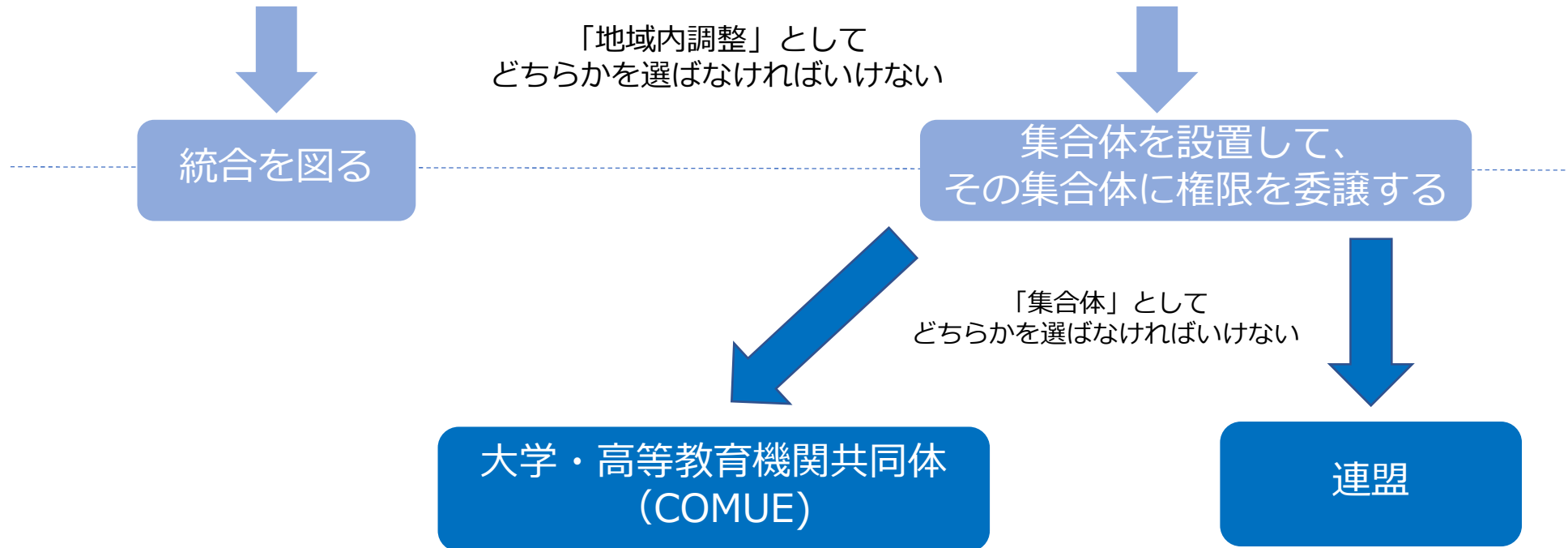


※CAMPUS FRANCEホームページ (<http://www.japon.campusfrance.org/ja>)、「フランスにおける大学の連携と統合の推進 - 研究・高等教育拠点(PRES)を中心として -」(大場淳 広島大学高等教育研究開発センター戦略的研究プロジェクトシリーズVIII『大学の多様化と機能別分化』(平成26年3月発行)41-59頁)「フランスにおける大学・高等教育機関共同体(communauté d'universités et établissements: COMUE)の設置 - 大学の統合・連携を巡る政策の形成とその背景 -」(大場淳 広島大学高等教育研究開発センター戦略的研究プロジェクトシリーズIX『大学の機能別分化の現状と課題』2015年3月発行、31-50頁)をもとに、文部科学省にて作成。

フランスの大学のガバナンス④

高等教育・研究法の規定によると・・・

高等教育省所管の公的（国立）高等教育機関及び連携研究組織は、一定の地域内における教育活動及び研究・技術移転戦略の調整を行う。



選択した形態によって、統合後の機関、COMUE又は連盟の中心機関が「地域内調整」の実施機関となる。

地域内調整の内容は共同計画で規定され、これに基づき国は機関群を対象として契約する。契約には地方公共団体が参画することも可能。国は機関群を対象として予算配分することができ、その予算は機関群が加盟機関に配分する。

※「フランスにおける大学・高等教育機関共同体（communauté d'universités et établissements: COMUE）の設置 - 大学の統合・連携を巡る政策の形成とその背景-」（大場淳 広島大学高等教育研究開発センター戦略的研究プロジェクトシリーズIX『大学の機能別分化の現状と課題』2015年3月発行、31-50頁）をもとに、文部科学省にて作成。

フランスの大学のガバナンス⑤

◆大学・高等教育機関共同体（COMUE）

- ☑ 法的地位は、大学と同じ「学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人」
- ☑ 名称・設立規約は全加盟機関の合意で決められる
- ☑ 設立規約には、加盟機関からCOMUEへ委譲する権限の内容、COMUEの評議会（下記）の権限、加盟機関に付設された組織が同等に扱われるための条件を規定
- ☑ 上記の設立規約を政令が承認することで、COMUEは設置される。
- ☑ 設立規約は、加盟機関の三分の二の賛成を得て、管理運営評議会（下記）の議決で変更が可能。その際、政令の承認が必要。
- ☑ COMUEには、以下の3つの評議会が置かれる。
 - ・管理運営評議会（conseil d'administration: CAAd）
 - ：最高議決機関。委員のうち教職員・学生は直接選挙で選ばれる（加盟機関が10を超える場合、間接選挙制を採用できる）。全ての委員候補者一覧は、4分の3以上の機関の候補者が含まなければならない。議長を選出し、その議長がCOMUEの総長となる。
 - ・教学評議会（conseil académique: CAc）
 - ：教育・研究に関する重要事項を審議する。議長を選出する。
 - ・加盟機関評議会（conseil des membres）
 - ：加盟機関の代表で構成されるが、加盟機関の構成組織の長を委員に含むことができる。CAAd及びCAcの審議や決定の準備過程において連携し、また、CAAdからCOMUEの共同計画の策定、契約の締結、予算の採択に際して事前協議を受ける。